

荷主事業者 様

長野県知事 阿部 守一

物流の適正化・生産性向上に向けた取組について(依頼)

平素より、長野県行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2024 年4月に、トラックドライバーの長時間労働の改善に向け、トラックドライバーの時間外労働の上限が年間 960 時間となります。他方で、物流の適正化・生産性向上について対策を講じなければ、輸送能力が不足することが懸念されています(いわゆる「物流の 2024 年問題」)。

事業者の皆様におかれましては、限られた車両や人材を有効活用し県民生活・経済を支える物流機能を維持していくため、下記事項に取り組んでいただくようお願いします。

記

1 荷待ちや荷役作業等に係る時間の把握及び作業等時間の短縮

物流事業者に対し、長時間の荷待ちや、運送契約にない荷役作業等をさせないでください。また、荷待ち時間及び荷役作業等に係る時間を把握するとともに、時間の短縮に努めてください。

2 運賃と料金の別建て契約及び荷役作業等に係る対価

運送の対価である「運賃」と運送以外の役務等の対価である「料金」を別建てで契約することを原則とするとともに、当該荷役作業等に係る適正な料金を対価として支払ってください。

3 「標準的な運賃」の活用、燃料サーチャージの導入・燃料費等の上昇分の価格への反映

事業者が持続的に事業を行う際の参考として国土交通省が定める「標準的な運賃」に御理解・御協力ください。また、物流事業者から燃料サーチャージの導入について相談があった場合及び燃料費等の上昇分等の実費を運賃・料金に反映することを求められた場合には協議に応じ、コスト上昇分を運賃・料金に適切に転嫁してください*。

*荷主が貨物自動車運送事業者から燃料費の上昇分を運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)や下請代金支払遅延等防止法(昭和 31 年法律第 120 号)に違反するおそれがあるとともに、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第 83 号)附則第1条の2に基づき、荷主への働きかけ、要請、勧告、公表の対象となります。

4 高速道路の積極的な利用

運転者の拘束時間等を削減するため、高速道路の積極的な利用に御理解・御協力いただくとともに、高速道路料金については、運賃とは別に実費として支払ってください。

(問合せ先)	
担 当	企画振興部交通政策局 交通政策課交通企画係 宍戸、美斉津
電 話	026-235-7015
電子メール	kotsu@pref.nagano.lg.jp